

第12回長野市都市内分権審議会 議事の内容

と き 平成18年1月30日(月)午後2時~
ところ 市役所講堂(第二庁舎10階)

1 答申(案)について

- ・各種団体は、上が縦割り。子どもに関する団体が3つも4つもあって、これを一本にしたらどうか、という話は前から出ている。地域で検討して、住民自治協議会でまとめて、となっているが、地域では直せない部分が出てくる。

- ・住民自治協議会を検討する組織は、区長会を中心にした組織、あるいは支所長が各種団体の長なり、NPOの活動をしている人を入れて検討していくのか。

区長会や各種団体にもご協力をいただいて、住民自治協議会の設置に向けて準備をしていただきたい。ただ、住民自治協議会を設立するためのマニュアルを示し、検討していただいたらどうかと考えている。マニュアル作りも、区長会や皆さん方のご意見を伺いながら進めていきたい。

- ・12ページの「支所機能の充実」。「速やかに地区活動支援担当職員を支所へ配置するなど」とあるが、「速やかに」となると、18年4月早々には、支所に配置されると考える。「平成21年度までに全地区に設置されるよう支援」とあるが、早いところは18年度当初、遅いところは21年度後半に住民自治協議会が設置となれば、4年間の開きが出てくる。21年度をもう少し短縮した方がいいのではないか。

21年度というのは向こうへ行き過ぎる、というのはご意見として承った。できるだけ早く立ち上げていただきたい。ただ地域の実情によって立ち上げには差がある、と認識している。できるだけご協力いただいて、30地区に住民自治協議会ができるよう私どもも努力していきたい。

- ・12ページの「市民理解の促進」。実施に当たって市民の意見を踏まえていくという観点で言うと、マニュアルも必要だが、答申内容を地域住民に理解と納得を得ていただく、あるいは意見を聴取をするという機会をぜひ設けていただきたい。答申を早めて一定の期間を置いたし、見切り発車するのではなく、市民理解を得ていくプロセスを十分に踏んでいただきたい。

まだ決定はしていないが、市民の理解を得なければできないため、地区に説明に入りながら進めていきたい。その資料としてマニュアル、パンフレット等を検討する。あらゆる手段を講じて市民の理解を得ながら進めていきたい。

- ・マニュアルを示されると、このとおりやらなきゃいけない、という使命感を持ってしまうというような危惧がある。あくまでも参考のマニュアルということを、強調していただきたい。

- ・5ページの「意思決定機関」。地域によっては、意見がまとまらないような場合も出てくる。そのような場合多数決で決定することもあり得るのか。どんな対応をすればいいのか難しい。

準備会などで、十分議論していただいて、その地区住民の総意の中で住民自治協議会を立ち上げていただきたい。そういったことも設立マニュアルの中で配慮していきたい。

- ・地域の任意組織であり、条例にも基づかない住民自治協議会を、地域の意思決定機関と決め付けると問題があるという気がする。運用の中で地域の対立を生むことのないような配慮が重要。

- ・住民自治協議会の委員にもならない、各種団体との関係も薄い方、例えば乳幼児を持つ親はなかなか意見が通りにくいのではないかと。住民自治協議会で決まったことが受け入れられないといった場合、どこへもっていったらいいのかわからない。住民自治協議会が立ち上がる前に、いろいろなケースがあることを想定して、作っていくべき。

市役所のサポートを受けて立ち上げていくので、市に対して、こういうことができるようなサポートをしてくれ、という依頼の仕方はできる。

- ・ 6 ページの「組織の性格」。「地区を代表する組織として位置付けます」とあるが、自主的な組織であり、法的な拘束もない組織を、地区を代表する組織と決め付けいいのか、誤解される面がないか。

住民自治協議会は、代表する組織ともっていただきたい。自主的な組織なので、規則や条例の中でがんじがらめにする必要はない。住民総意の組織ということで、地区において認知される方策をとっていただくことが重要。

- ・ 住民自治協議会と地域審議会議の違いは、地域審議会は諮問機関であり、住民自治協議会は執行的な立場にもなる。二つの関係が難しいと思うが。

両者は諮問機関と執行機関と明確に分けられる。住民自治協議会と地域審議会が連携をすることが可能になる。地域審議会で審議する内容や行政への提案等については、住民自治協議会ができることによって、より素早く、スムーズにできると思う。

- ・ 住民自治協議会は、地域を代表する組織となると、住民自治協議会と地域審議会に上下関係が生まれるのではないか。

両者の関係については、十分配慮して、立ち上げから運営まで運んでいかないと、混乱する可能性あるかもしれない。重要なお指摘として承っておきたい。

- ・ 9 ページの「相談窓口機能の充実」。地域福祉ワーカーとの連携は分かるが、地域福祉サービスコーディネーターは社協の一つの事業の担当者という扱い。本来、地域福祉サービスコーディネーターは、そうしたことを想定されていないので、相談窓口機能の充実の位置付けをされるのは酷。窓口機能まで担うということについて、社協やコーディネーターの了解が得られているのか。

地域福祉ワーカー、地域福祉サービスコーディネーターと連携をすることによって、相談窓口機能は充実される。

- ・ サービスコーディネーターは、一つの事業を担っているだけの方々。ボランティアセンター的機能が各地域であればやりやすい。地域福祉サービスコーディネーターとの連携は相談窓口機能の充実とはそぐわない。

これは各地区の支所対応。市のボランティアセンターだと大きな考え方になる。都市内分権は各地区毎の活動を中心に捉えている。この方が誤解されなくて済む。

支所くらいのエリアにいるのが地域福祉ワーカーや地域福祉サービスコーディネーターということなので、こういった例示の方が分かりやすい。「等」と入っているので、ボランティアセンターもこの中に含むものとして考えてよいのでは。むしろ、そういったところの協力を得ないと、地域の福祉を考えていく場合には、なかなかうまくいかないということとはよくある。ここでの了解として、ボランティアセンターなども含むものとして確認して、支所だけでできる話じゃないという概念でご理解いただきたい。

- ・ 15 ページの「委員の居住地区」。委員の30名が、全市域、各地区をカバーしているのか。都市内分権審議会は、市全体の識見のある皆様方にお集まりいただいた。地区が云々という考え方で進めている審議会ではない。

答申(案)について

まだまだ実施の段階でいろいろ配慮しなければならない点が多いが、この答申案としては、皆様のご了解をいただいたということにさせていただいて、よろしいでしょうか。

全員了解

2 答申

以上